

株主各位

第10回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

目次

事業報告

- ・主要な営業所
- ・使用人の状況
- ・主要な借入先の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

- ・個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、
書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりませ
ん。

株式会社W TOKYO

事業報告

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 主要な営業所 (2025年6月30日現在)

本社	東京都渋谷区
----	--------

(2) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前事業年度末比較	平均年齢	平均勤続年数
54名	2名増	33.3歳	5.8年

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。
2. 平均勤続年数は、2017年1月1日に当社が吸収合併した消滅会社旧株式会社W mediaにおける勤続年数を通算しております。

(3) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	267百万円
株式会社北陸銀行	157
株式会社みずほ銀行	80
株式会社りそな銀行	80

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回 - 2新株予約権	第9回 - 2新株予約権
発行決議日		2018年6月15日	2021年4月30日
新株予約権の数		2,745個	2,820個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)2		普通株式 (新株予約権1個につき 20株)	普通株式 (新株予約権1個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)2		新株予約権1個当たり (1株当たり) 37,000円 1,850円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 37,000円 1,850円)
権利行使期間		2020年6月22日から 2028年6月21日まで	2023年5月1日から 2029年4月30日まで
行使の条件		(注)1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2,700個 54,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 1,800個 36,000株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一 個 一 株 一 名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 970個 19,400株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 45個 900株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 50個 1,000株 1名

(注) 1. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定める会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を使用した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分については、株

式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

2. 2023年3月4日付で行った1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これに基づき、以下のとおり内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・業務分掌等に基づき職務の執行を行う。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席する等法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力のうえ、監視し検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録に記載又は記録し、取締役会議事録、株主総会議事録等を適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、リスク管理規程に従い、当社の損失の危険を管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び職務分掌規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備に努める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、関係会社管理規程に則り、重要事項の決定は当社の職務権限一覧に記載されている決裁者の承認を受けなければならない。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、関係会社管理規程及び上記の報告体制を通じて当社グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、関連会社管理規程に則り、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保する。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役及び内部監査担当による定期的な監査を実施し、業務の適正性を検証する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行う。また、監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。取締役及び使用人は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、代表取締役が経営戦略統括局の社員を任命し、担当社員が所属している部署の内部統制監査については、代表取締役が別部署から任命し、相互チェックが可能な体制により、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築している。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、

企業としての社会的責任と公共的使命を果たし、信頼される公正で健全な企業の実現を目指し以下の基本方針を遵守する。

- イ. 取引先等については、取引開始前及び継続的にweb (google、日経テレコン21) 等を用いた調査等による確認を行い、チェックする社内体制を採る。
- ロ. 何らかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに経営戦略統括局に報告することとし、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談したうえで全社一体となり、組織全体で対応を行う。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ. 「反社会的勢力に対する基本方針」について明文化し、全職員の行動指針とする。
 - ロ. 反社会的勢力の排除を推進するために経営戦略統括局を統括管理部署とする。
 - ハ. 不当要求防止責任者を選定する。
 - 二. 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ホ. 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ヘ. 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ト. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行っており、かつ取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性向上を行っております。また常勤監査役は、社内の重要な会議に出席する等、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、かつ内部監査担当も定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款・社内規程等に違反していないか検証しております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産
・商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① TGCプロデュース領域

当社は、毎年春と秋に東京近郊で開催するTOKYO GIRLS COLLECTIONにおいて主として協賛金収入、チケット販売による収入及びブランド出展料収入を得ております。また、TOKYO GIRLS COLLECTIONの企画・ブランド力を活かした地方都市での開催、SDGs推進を始めとするシティプロモーション等を展開しており、地方自治体からも収入を得ております。これらを通じて、また、これで培ったノウハウを活かして、プロモーション機会の提供、企業のPRコンサルティング、コンテンツ制作、タレントキャスティング等を行っております。

TOKYO GIRLS COLLECTION・TOKYO GIRLS COLLECTION地方開催における協賛金収入、チケット販売収入及びブランド出展料収入、シティプロモーションにおけるイベント収入、コンテンツ制作、タレントキャスティング等のサービスについては、イベントの実施日や役務提供の完了日のサービスの提供時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供完了時点で収益を認識しておりますが、年間プロモーション契約やPRコンサルティング等の顧客との契約に基づき一定期間にわたってサービスを提供することにより履行義務を充足するものについては、主に契約金を契約期間で月割し収益を認識しております。また、当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

② コンテンツプロデュース・プランディング領域

TOKYO GIRLS COLLECTIONで培った企画力・ブランド力を活かし、顧客のニーズに適う商材のプランディングを行うため、トップインフルエンサーやアーティストを広告塔としてキャスティングすることに加え、新たなクリエイティブの企画を行うことにより、広告キャスティング収入やクリエイティブ制作収入を得ております。

その他、TOKYO GIRLS COLLECTIONのブランドと他のモノ・コトとコラボレーションし、スクール事業・オーディション事業・ティーン世代向けのイベントプロデュース・オリジナル商品の開発等を開拓しております。

クリエイティブ制作収入、オーディション事業にかかる協賛金収入、ティーン世代向けのイベントプロデュース等のサービスについては、制作物の引渡し日やイベントの実施日等のサービスの提供時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供完了時点で収益を認識しておりますが、広告キャスティング収入等の顧客との契約に基づき一定期間にわたってサービスを提供することにより履行義務を充足するものについては、主に契約金を契約期間で月割し収益を認識しております。また、スクール事業、オリジナル商品の開発等のレベニューシェアによるブランドロイヤリティを受領するサービスについては、顧客の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書等の受領時点で収

益を認識しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

③ デジタル広告領域

アフィリエイトプラットフォームとして、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）である「アフィリエイトwalker」を展開しております。その他、当社の主力ブランドであるTOKYO GIRLS COLLECTIONの公式メディアとして、「girlswalker（ガールズウォーカー）」の運営を行っております。

アフィリエイトプラットフォームについては、顧客（広告主）と合意した契約条件に基づき広告配信された役務（アフィリエイトによる成果）の提供を、顧客（広告主）が検収した時点で収益を認識しております。当該サービスは代理人としての性質が強いと判断されるため、純額で収益を認識しております。その他の広告収入については、主に当社メディアを媒体とする広告枠による広告配信を行っており、広告がウェブサイト閲覧者のブラウザ上に表示された時点、もしくはウェブサイト閲覧者がバナーをクリックした時点等で履行義務が充足されたため、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式取得費用」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「自己株式取得費用」は0千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び商標権の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
のれん	84,874
商標権	271,154

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

a. のれん

2016年9月に旧株式会社W mediaの株式を取得した際に生じた超過収益力をのれんとして計上しております。のれんの償却はその投資効果の発現する期間を10年として見積り、当該期間に応じて均等償却を行っております。

当社は、のれんを含む資産グループから得られる営業損益の継続的なマイナス、又は継続的なマイナス見込等に基づいて減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候ありと認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定には割引前将来キャッシュ・フローの見積り金額を用いており、減損損失の認識が必要とされた場合には減損損失の測定を行い、帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を減損損失として計上しております。

なお、当事業年度において減損の兆候はありません。

b. 商標権

2018年6月に商標と運営の一体化による更なる意思決定の迅速化、経営効率の効率化による収益性の向上を目指すことを目的として、「TOKYO GIRLS COLLECTION」に関する商標権を取得しております。商標権の償却はその投資効果の発現する期間を10年として見積り、当該期間に応じて均等償却を行っております。

当社は、商標権を含む資産グループから得られる営業損益の継続的なマイナス、又は継続的なマイナス見込等に基づいて減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候ありと認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定には割引前将来キャッシュ・フローの見積り金額を用いており、減損損失の認識が必要とされた場合には減損損失の測定を行い、帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を減損損失として計上しております。

なお、当事業年度において減損の兆候はありません。

・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出にあたっては、取締役会で承認された事業計画を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率とともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積っております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

経営環境等の変化により事業計画作成時の前提条件や仮定に関して重大な変更が生じた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
繰延税金資産	11,023

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、将来減算一時差異について、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しております。

・主要な仮定

将来の利益計画に基づく課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積っております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

経営環境等の変化により事業計画作成時の前提条件や仮定に関して重大な変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「12. 収益認識に関する注記(3) ① 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,687千円
② 短期金銭債務	5千円

(3) 国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

圧縮記帳累計額

工具、器具及び備品	7,500千円
ソフトウェア	60,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	920千円
-----	-------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	2,707,260株	47,140株	ー株	2,754,400株

(注) ストック・オプションの行使により、普通株式が47,140株増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	147,909株
------	----------

2024年11月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式82,500株の取得及び2025年5月16日開催の取締役会に基づく自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の買付けによる自己株式65,300株の取得等により、当事業年度において自己株式が147,866株増加しております。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	190,540株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。資金運用については、安全性の高い金融資産の運用に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行企業の信用リスクに晒されております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後10年であることから、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権である売掛金について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに与信管理、期日管理及び残高管理を行うことにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

・市場リスク(金利の変動リスク)の管理

借入金については、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（※4）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 敷 金 （※1）	41,880	38,747	△3,132
資 産 計	41,880	38,747	△3,132
① 長期借入金 （※2）	585,130	566,750	△18,379
負 債 計	585,130	566,750	△18,379

（※1）貸借対照表上は、固定資産のその他に含まれております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（※3）現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（※4）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	2025年6月30日
非 上 場 株 式	14,026千円
関 係 会 社 株 式	0千円

（※5）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、時価算定会計基準適用指針第24－16項に定める取扱いを適用し、時価及びその差額を注記していません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区 分	2025年6月30日
出 資 金	36,702千円

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現 金 及 び 預 金	1,844,498	—	—	—
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	143,671	—	—	—
敷 金	—	—	41,880	—
合 計	1,988,169	—	41,880	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長 期 借 入 金	112,260	112,260	112,340	80,268	80,172	87,830
合 計	112,260	112,260	112,340	80,268	80,172	87,830

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	38,747	—	38,747
資産計	—	38,747	—	38,747
長期借入金	—	566,750	—	566,750
負債計	—	566,750	—	566,750

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,801千円
未払費用	945千円
貸倒引当金	30,471千円
賞与引当金	5,728千円
減価償却超過額	547千円
敷金償却費（資産除去債務）	1,446千円
投資有価証券評価損	20,505千円
関係会社株式評価損	1,576千円
その他	2,089千円
繰延税金資産小計	<u>67,112千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△56,088千円</u>
評価性引当額小計	<u>△56,088千円</u>
繰延税金資産合計	<u>11,023千円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、2026年7月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されます。なお、この変更による影響は軽微であります。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	村上範義	(被所有) 直接24.02% 間接 4.76%	当社代表取締役	ストック・オプションの権利行使 (注)	10,428	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2016年12月19日開催、2017年4月13日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、プランディングプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	当事業年度 (千円)
TGCプロデュース領域	2,998,940
コンテンツプロデュース・プランディング領域	868,945
デジタル広告領域	57,786
顧客との契約から生じる収益	3,925,672
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,925,672

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度期首残高（千円）	当事業年度期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権 売掛金	337,557	137,436
契約資産	—	6,235
契約負債 前受金	138,700	171,155

契約資産は、主にTGCプロデュース領域における年間プロデュース契約等、役務提供の完了まで一定の期間を要する契約のうち、収益を認識したものの、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にTGCプロデュース領域における年間プロモーション契約やPRコンサルティング、コンテンツプロデュース・プランディング領域における広告キャスティング収入等の契約期間にわたり履行義務が充足される契約に対する契約金等の前受金によるものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、138,700千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、「収益認識会計基準」第80-22項(1)の実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

	当事業年度
1株当たり純資産額	602円85銭
1株当たり当期純利益	64円58銭